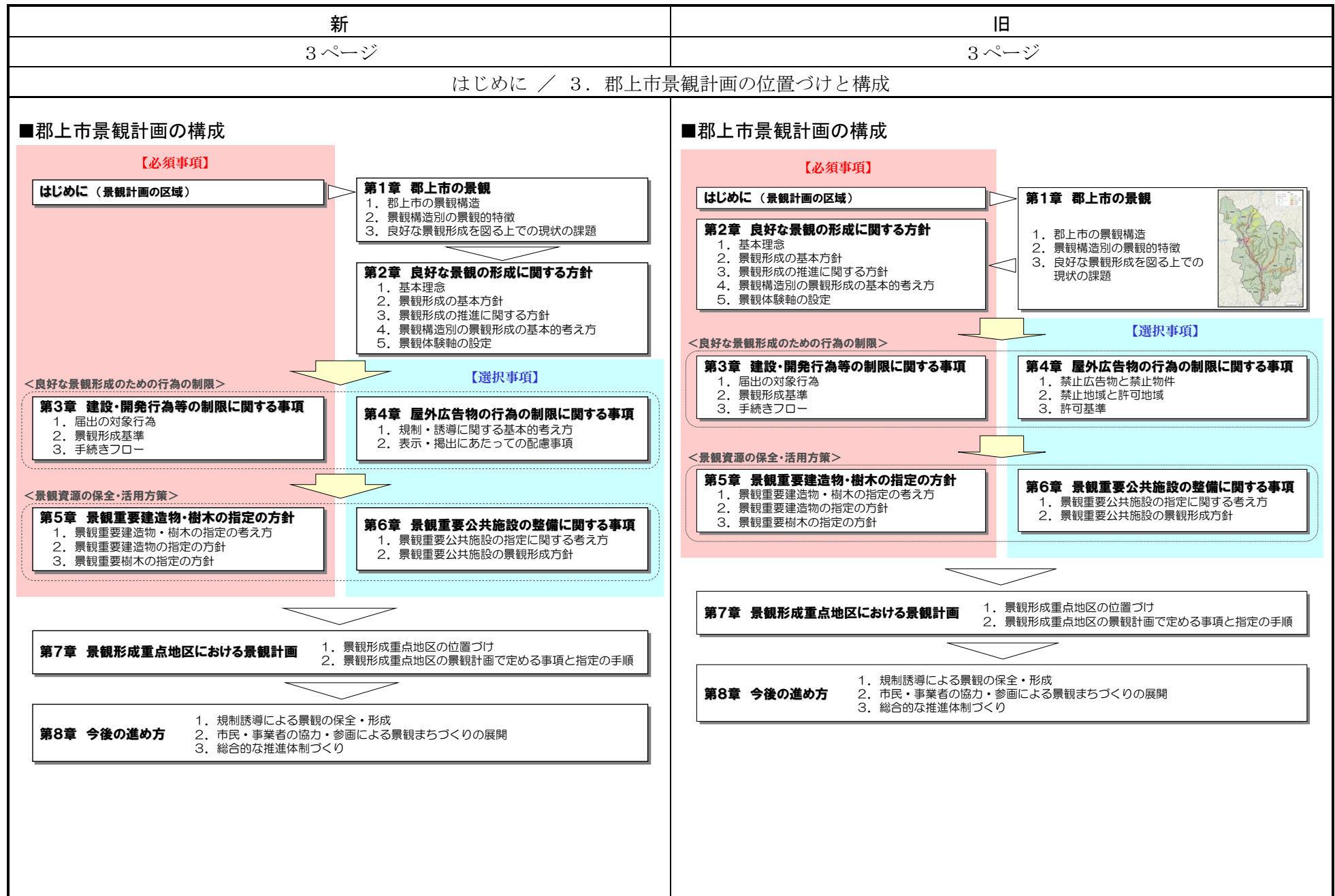


郡上市景観計画（改定案）

新旧対照表

新	旧
2 ページ	2 ページ
はじめに / 3. 郡上市景観計画の位置づけと構成	
3. 郡上市景観計画の位置づけと構成 郡上市景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。 本計画は第2次郡上市総合計画および新市建設計画に即し、<u>郡上市八幡都市計画マスタープラン</u>等の関連計画との整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。具体的には景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めます。 なお、届出制度の運用状況の評価や、地域における景観まちづくりの進捗状況等を踏まえ、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制の充実を図り、「成長する景観計画」として、社会状況やニーズの移り変わり等にも対応することとし、<u>公表から10年を目処に全体見直しを検討</u>します。 ■郡上市景観計画の位置づけ 第2次郡上市総合計画／新市建設計画 即する 郡上市八幡都市計画マスタープラン 整合 郡上市景観計画 整合 ・第3期郡上市地域福祉計画 ・第3期郡上市情報化計画 ・郡上市農業振興ビジョン ・郡上山づくり構想 ・郡上市山村振興計画 ・郡上市歴史的風致維持向上計画 ・第2期郡上市観光振興ビジョン ・郡上市空家等対策計画 一体的運用 郡上市景観条例 自主条例部分 表彰、審議会等 自主条例部分 景観計画、行為の制限等 景観法の枠組み	3. 郡上市景観計画の位置づけと構成 郡上市景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。 本計画は<u>郡上市総合計画</u>および新市建設計画に即し、<u>八幡都市計画マスタープラン</u>等の関連計画との整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。具体的には景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めます。 なお、届出制度の運用状況の評価や、地域における景観まちづくりの進捗状況等を踏まえ、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制の充実を図り、「成長する景観計画」として、社会状況やニーズの移り変わり等にも対応することとし、<u>公表から10年を目処に全体見直しを検討</u>します。 ■郡上市景観計画の位置づけ 郡上市総合計画／新市建設計画 即する 八幡都市計画マスタープラン 整合 郡上市景観計画 整合 ・第2次郡上市健康福祉推進計画 ・郡上市情報化計画 ・郡上市農業振興ビジョン ・郡上山づくり構想 ・商工振興ビジョン ・観光振興ビジョン 一体的運用 郡上市景観条例 自主条例部分 表彰、審議会等 景観法関連部分 景観計画、行為の制限等 景観法の枠組み



新	旧
11 ページ	11 ページ
第1章 郡上市の景観 / 3. 良好な景観形成を図る上での現状の課題例	
○耕作放棄地の増加・<u>太陽光発電設備の設置</u> 耕作放棄地が増加し、農山村の景観に荒廃した印象を与えています。<u>また、こうした耕作放棄地に太陽光発電設備が設置されるケースも増加しており、適切な規制・誘導が課題となっています。</u> 	○耕作放棄地の増加 耕作放棄地が増加し、農山村の景観に荒廃した<u>寂しい</u>印象を与えています。 

新	旧
15 ページ	15 ページ
第2章 良好な景観の形成に関する方針 / 3. 景観形成の推進に関する方針	
④総合的な推進体制の構築 良好な景観を形成するためには、商工業や農林業等の産業部局、文化財の指定等に関わる文化・教育部局等との連携による総合的、一体的な取り組みが求められます。 そのため、<u>行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整の場を設け、情報の共有を図るとともに、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。</u>また、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられる<u>景観アドバイザー制度を継続して運用します。</u>	④総合的な推進体制の構築 良好な景観を形成するためには、商工業や農林業等の産業部局、文化財の指定等に関わる文化・教育部局等との連携による総合的、一体的な取り組みが求められます。 そのため、<u>景観形成に関わる連絡調整や情報交換の場となる庁内連絡会議を設置し、分野横断的な推進体制の強化を図ります。</u>また、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられる<u>ような体制を構築します。</u>

＜基本理念＞
自然・歴史・文化が映える、ふるさと郡上の「原風景」をみんなの手で守り育てる

景観形成の基本方針

【基本方針 1】
長良川とその支流、それを取り巻く山林の自然景観を大切にす

本市を流れる長良川や、市内を流れる谷本の一級川、また市域の谷間を占め、本市の景観の「骨」となっている山林の自然景観を、都市に親しめていかなければならない。本市のかげがえる自然景観としてとらえ、これを大切に守り育てる。

【基本方針 2】
固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷間の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されている谷間集落の景観など、自然地形と人々の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視します。

【基本方針 3】
歴史・文化・慣習によって形づくられた各地区ならではの個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

各地区には、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づき個性があり、それを表そうような建物や行事が数々受け継がれていきます。このような各地区の「シンボル」となるようなものを抽出し、それを活かした特徴ある景観づくりを行います。

【基本方針 4】
郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

比較的低い谷間を走る国道等、郡上市の景観を台地する主要な景観場となることから、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重要な景観形成を図ります。

＜基本理念＞
自然・歴史・文化が映える、ふるさと郡上の「原風景」をみんなの手で守り育てる

景観形成の基本方針

【基本方針 1】
長良川とその支流、それを取り巻く山林の自然景観を大切にす

本市を流れる長良川や、市内を流れる谷本の一級川、また市域の谷間を占め、本市の景観の「骨」となっている山林の自然景観を、都市に親しめていかなければならない。本市のかげがえる自然景観としてとらえ、これを大切に守り育てる。

【基本方針 2】
固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷間の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されている谷間集落の景観など、自然地形と人々の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視します。

【基本方針 3】
歴史・文化・慣習によって形づくられた各地区ならではの個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

各地区には、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づき個性があり、それを表そうような建物や行事が数々受け継がれていきます。このような各地区の「シンボル」となるようなものを抽出し、それを活かした特徴ある景観づくりを行います。

【基本方針 4】
郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

比較的低い谷間を走る国道等の主要道路は、郡上市の景観を体現する主要な景観場となることから、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重要な景観形成を図ります。

景観形成の推進に関する方針

- 協議による景観形成の推進…「身近な地域の景観づくり」市民の主体に「市全体の景観づくり」市民の主体に「市全体の景観づくり」市民の主体に
- 普及啓発・広報活動の展開…シンポジウムの開催や「景観計画講座」等の開催による景観まちづくりに対する意識の醸成、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図る
- 地域特性を活かした景観まちづくりの展開…特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区の取組みを積極的に支援する
- 総合的な推進体制の構築…景観形成に関わる関係機関や関係の場となる庁内連絡会議を位置するとともに、有識者等を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられるような体制を構築する

第2章 良好な景観の形成に関する方針 / 4. 景観構造別の景観形成の基本的考え方

景観構造別の景観形成の基本的考え方

★山林は美しい緑の背景として本市の景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○山林の区分による目的に応じた林型管理や管理の策定
○景観が保たれる山林保全に資する、目的に応じた林型管理や管理の策定を定めること、良好な山林景観の維持・形成を目指す。
○主要道路沿いの山林等については、重点的に関係行政機関などによる、「見える山」さらには「見える山」としての適正管理に努める。
○山林の景観の形成に資する、山への良好な景観を築くこと、良好な山林景観の維持・形成を目指す。

★谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。

★谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。

景観形成の推進に関する方針

- 協議による景観形成の推進…「身近な地域の景観づくり」市民の主体に「市全体の景観づくり」市民の主体に「市全体の景観づくり」市民の主体に
- 普及啓発・広報活動の展開…シンポジウムの開催や「景観計画講座」等の開催による景観まちづくりに対する意識の醸成、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図る
- 地域特性を活かした景観まちづくりの展開…特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区の取組みを積極的に支援する
- 総合的な推進体制の構築…景観形成に関わる関係機関や関係の場となる庁内連絡会議を位置するとともに、有識者等を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられるような体制を構築する

景観構造別の景観形成の基本的考え方

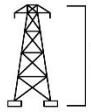
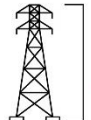
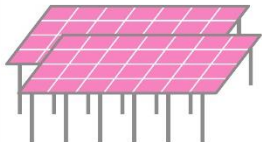
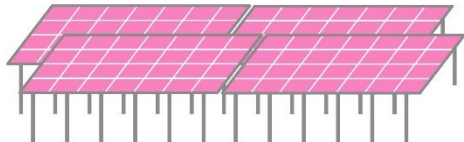
★山林は美しい緑の背景として本市の景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○山林の区分による目的に応じた林型管理や管理の策定
○景観が保たれる山林保全に資する、目的に応じた林型管理や管理の策定を定めること、良好な山林景観の維持・形成を目指す。
○主要道路沿いの山林等については、重点的に関係行政機関などによる、「見える山」さらには「見える山」としての適正管理に努める。
○山林の景観の形成に資する、山への良好な景観を築くこと、良好な山林景観の維持・形成を目指す。

★谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。

★谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。
○谷間の山並みの景観が美しい景観要素として、谷間の山並みの景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳部が賑わった本市においては、山への良好な景観を築くことは歴史・文化に伝わる重要な要素。

新			旧		
25 ページ			25 ページ		
第 3 章 建築・開発行為等の制限に関する事項 / 1. 届出の対象行為					
②工作物の建設等			②工作物の建設等		
対 象 物 件	市域全域	・高さ 15m 以上 ・擁壁については見附面積 50 m² 以上のもの ・<u>太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 1,000 m² 以上のもの</u>	対 象 物 件	市域全域	高さ 15m 以上、擁壁については見附面積 50 m ² 以上のもの
	景観体験軸に指定した道路・鉄道から幅 50m にかかる工作物	・高さ 10m 以上 ・擁壁については見附面積 30 m² 以上のもの ・<u>太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 300 m² 以上のもの</u>		景観体験軸に指定した道路・鉄道から幅 50m にかかる工作物	高さ 10m 以上、擁壁については見附面積 30 m ² 以上のもの
	対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のものは除く。		対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のものは除く。

新	旧
25 ページ	25 ページ
第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項 / 1. 届出の対象行為	
<工作物の種類> <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に規定する工作物及びその他規則等で定める以下のもの</u> <u>①煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔、その他これらに類するもの ※ただし、架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く</u> <u>②彫像、記念碑、その他これらに類するもの</u> <u>③擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀、フェンス、その他これらに類するもの ※ただし、道路擁壁は除く</u> <u>④サイロなどの貯蔵施設、アスファルトプラントなどの製造施設、観光用の乗用エレベーターなどの昇降機、遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔等）、自動車車庫（建築物であるものを除く）、汚物処理場などの処理施設、その他これらに類するもの</u> <u>⑤太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類するもの ※ただし、建築物の屋根、屋上、外壁などに設置するものを除く</u>	<工作物の種類> <u>①煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、その他類するもの（建築基準法施行令第138条第1項第1号～第4号に定めるもの）</u> <u>※ただし、電線・ケーブル類を支持する電柱（電力柱、電信柱）は除く</u> <u>②擁壁（建築基準法施行令第138条第1項第5号に定めるもの）※ただし、道路擁壁は除く</u> <u>③観光用の乗用エレベーターなど昇降機、ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔など遊戯施設、製造施設、飼料などの貯蔵施設、汚物処理場、ごみ焼却場など処理施設、その他類するもの（建築基準法施行令第138条第2項～第3項に定めるもの）</u>

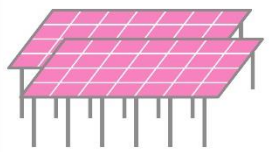
新	旧
26 ページ	25 ページ
第 3 章 建築・開発行為等の制限に関する事項 / 1. 届出の対象行為	
景観体験軸から 50m 以内の範囲  高さ： 10 m 以上 (擁壁の場合) 見附面積：30 m²以上  それ以外の範囲  高さ： 15 m 以上 (擁壁の場合) 見附面積：50 m²以上   50m 景観体験軸から 50m 以内の範囲 (太陽光発電設備の場合) 太陽電池モジュール（パネル）の 合計面積：300 m²以上  それ以外の範囲 (太陽光発電設備の場合) 太陽電池モジュール（パネル）の 合計面積：1,000 m²以上 	景観体験軸から 50m 以内の範囲  高さ： 10 m 以上 (擁壁の場合) 見附面積：30 m²以上  それ以外の範囲  高さ： 15 m 以上 (擁壁の場合) 見附面積：50 m²以上   50m



50m

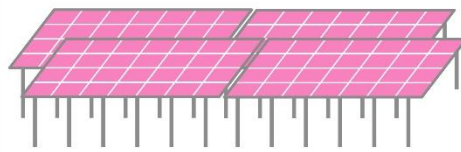
景観体験軸から 50m 以内の範囲
(太陽光発電設備の場合)

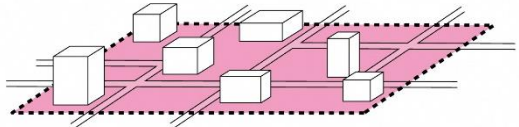
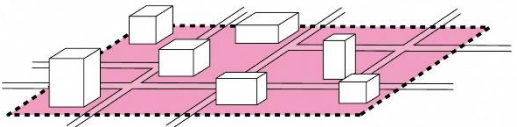
太陽電池モジュール（パネル）の
合計面積：300 m²以上



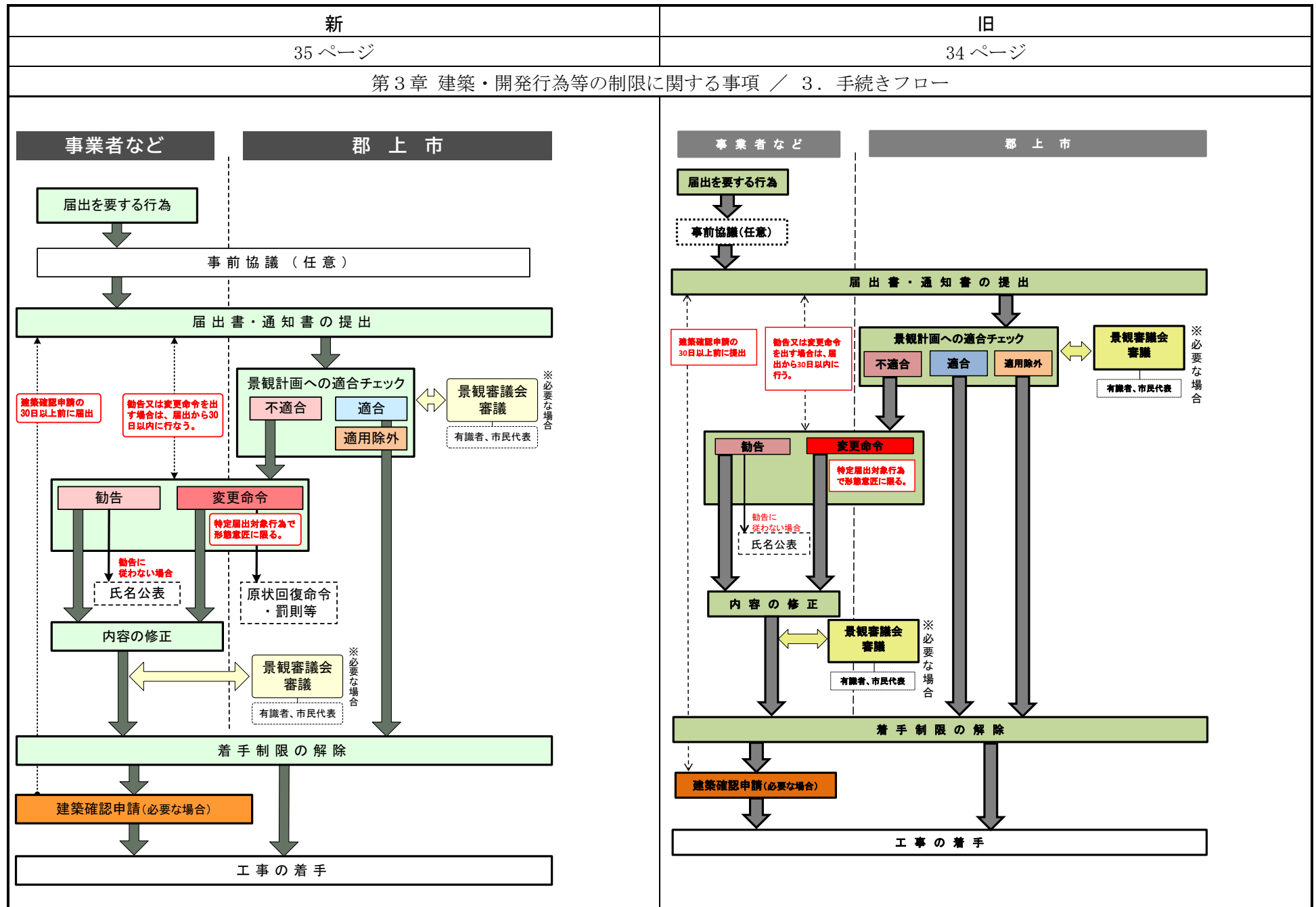
それ以外の範囲
(太陽光発電設備の場合)

太陽電池モジュール（パネル）の
合計面積：1,000 m²以上



新	旧
28 ページ	27 ページ
第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項 / 1. 届出の対象行為	
③開発行為（都市計画法第4条第12項で規定する行為） 開発区域 3,000 m²以上の開発。  開発区域： 3000 m²以上	③開発行為 開発区域 3,000 m²以上の開発。  開発区域： 3000 m²以上

新		旧																																																				
30 ページ		31 ページ																																																				
第 3 章 建築・開発行為等の制限に関する事項 / 2. 景観形成基準																																																						
②工作物の建設等		②工作物の建設等																																																				
<table><tr><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><td rowspan="5">配置 形態</td><td>★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。</td></tr><tr><td>★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。</td></tr><tr><td>★ 太陽光発電設備は、傾斜地（勾配30度以上）および景観体験軸から望みできる場所への設置を避ける。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。</td></tr><tr><td>主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）</td></tr><tr><td>敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</td></tr><tr><td colspan="2">擁壁については高さを極力抑え、原則 5m 以下とする。</td></tr><tr><td>材質</td><td>★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。</td></tr><tr><td rowspan="2">意匠</td><td>★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。</td></tr><tr><td>★ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</td></tr><tr><td colspan="2">★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。</td></tr><tr><td rowspan="2">色彩</td><td>使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。</td></tr><tr><td>★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1 / 10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。</td></tr><tr><td colspan="2">★ 太陽光発電設備のパネルは低反射（反射光を抑える）処置が施されたものを使用する。</td></tr><tr><td rowspan="4">外構</td><td>★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。</td></tr><tr><td>★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。</td></tr><tr><td>道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。</td></tr><tr><td>★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）</td></tr></table>		基 準		配置 形態	★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。	★ 太陽光発電設備は、傾斜地（勾配30度以上）および景観体験軸から望みできる場所への設置を避ける。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）	敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。	擁壁については高さを極力抑え、原則 5m 以下とする。		材質	★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。	意匠	★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。	★ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。	★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。		色彩	使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。	★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1 / 10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。	★ 太陽光発電設備のパネルは低反射（反射光を抑える）処置が施されたものを使用する。		外構	★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。	★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。	★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）	<table><tr><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><td rowspan="5">配置 形態</td><td>地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。</td></tr><tr><td>現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。</td></tr><tr><td>主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）</td></tr><tr><td>敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</td></tr><tr><td>擁壁については高さを極力抑え、原則 5m 以下とする。</td></tr><tr><td>材質</td><td>汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。</td></tr><tr><td rowspan="2">意匠</td><td>周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。</td></tr><tr><td>工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</td></tr><tr><td colspan="2">大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。</td></tr><tr><td rowspan="2">色彩</td><td>使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。</td></tr><tr><td>外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1 / 10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。</td></tr><tr><td rowspan="3">外構</td><td>地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。</td></tr><tr><td>樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。</td></tr><tr><td>道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。</td></tr><tr><td colspan="2">景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）</td></tr></table>		基 準		配置 形態	地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。	現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）	敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。	擁壁については高さを極力抑え、原則 5m 以下とする。	材質	汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。	意匠	周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。	工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。	大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。		色彩	使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。	外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1 / 10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。	外構	地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。	樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。	景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）	
基 準																																																						
配置 形態	★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。																																																					
	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。																																																					
	★ 太陽光発電設備は、傾斜地（勾配30度以上）および景観体験軸から望みできる場所への設置を避ける。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。																																																					
	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）																																																					
	敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。																																																					
擁壁については高さを極力抑え、原則 5m 以下とする。																																																						
材質	★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。																																																					
意匠	★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。																																																					
	★ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。																																																					
★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。																																																						
色彩	使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。																																																					
	★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1 / 10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。																																																					
★ 太陽光発電設備のパネルは低反射（反射光を抑える）処置が施されたものを使用する。																																																						
外構	★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。																																																					
	★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。																																																					
	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。																																																					
	★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）																																																					
基 準																																																						
配置 形態	地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。																																																					
	現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。																																																					
	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）																																																					
	敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。																																																					
	擁壁については高さを極力抑え、原則 5m 以下とする。																																																					
材質	汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。																																																					
意匠	周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。																																																					
	工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。																																																					
大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。																																																						
色彩	使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。																																																					
	外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1 / 10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。																																																					
外構	地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。																																																					
	樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。																																																					
	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。																																																					
景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）																																																						



新	旧																	
36 ページ	35 ページ																	
第4章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項																		
第4章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項 1. 規制・誘導に関する基本的考え方 屋外広告物は、情報の伝達手段として一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着いたある町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針を十分踏まえるとともに、広告塔（野立広告物）など工作物に分類される屋外広告物については、「第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項」に定める基準に基づき、規制誘導を図ることとします。 また、<u>屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、岐阜県の定める「岐阜県屋外広告物条例」に準じて規制・誘導を図っており、引き続き同条例により適切な規制誘導を図るとともに、別途「郡上市屋外広告物条例」の制定に向けた検討を進めることとします。</u> 2. 表示・掲出にあたっての配慮事項 <u>屋外広告物の表示・掲出にあたっては、特に以下の事項に配慮することとします。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配慮事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">設置場所・デザイン等</td><td>周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。</td></tr> <tr> <td>必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。</td></tr> <tr> <td>建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告はコンパクトに集約化する。</td></tr> <tr> <td>容易に腐朽または破損しない構造とする。</td></tr> <tr> <td>広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。</td></tr> <tr> <td>市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。</td></tr> <tr> <td>建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。</td></tr> <tr> <td rowspan="4">色彩等</td><td>全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。</td></tr> <tr> <td>蛍光塗料の使用は避ける。</td></tr> <tr> <td>彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度も以下を目安とする）</td></tr> <tr> <td>農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。</td></tr> <tr> <td colspan="2">電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。</td></tr> </tbody> </table>	配慮事項		設置場所・デザイン等	周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。	必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。	建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告はコンパクトに集約化する。	容易に腐朽または破損しない構造とする。	広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。	市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。	建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。	色彩等	全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。	蛍光塗料の使用は避ける。	彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度も以下を目安とする）	農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。	電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。		第4章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項 屋外広告物は、情報の伝達手段として一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着いたある町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針を十分踏まえるとともに、広告塔（野立広告物）など工作物に分類される屋外広告物については、「第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項」に定める基準に基づき、規制誘導を図ることとします。 また、<u>屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、別途「郡上市屋外広告物条例」を定め、その中で規制・誘導を図ることとします。特に、本市の景観に触れる最も代表的かつ日常的な場であり、本市の景観イメージを大きく規定することになる『景観体験軸』沿いのエリアについては、同条例の中で市域全域よりも厳しい許可基準を設定し、より重点的に屋外広告物の規制誘導を図ることとします。</u>
配慮事項																		
設置場所・デザイン等	周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。																	
	必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。																	
	建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告はコンパクトに集約化する。																	
	容易に腐朽または破損しない構造とする。																	
	広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。																	
	市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。																	
	建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。																	
色彩等	全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。																	
	蛍光塗料の使用は避ける。																	
	彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度も以下を目安とする）																	
	農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。																	
電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。																		

新	旧
38 ページ	37 ページ
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 / 2. 景観重要公共施設の景観形成方針	
<u>『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』（平成23年／都市・地域整備局）</u> <u>『道路デザイン指針（案）』（平成29年改定／道路局）</u>	<u>『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）』（平成17年／都市・地方整備局）</u> <u>『道路デザイン指針（案）』（平成17年／道路局）</u>

新	旧
44 ページ	43 ページ
第8章 今後の進め方 / 1. 規制誘導による景観の保全・形成	
(4) 屋外広告物条例の制定 景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、 <u>色彩も含めた適正な規制・誘導を図るため、市独自の屋外広告物条例の制定に向けた検討を進めます。</u>	(4) 屋外広告物条例の制定 景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、 <u>今後、市独自の屋外広告物条例を制定し、色彩も含めた適正な規制・誘導を図ります。</u>

新	旧
44 ページ	43 ページ
第8章 今後の進め方 / 1. 規制誘導による景観の保全・形成	
(5) 関係法令の制度活用 景観に係る要素は多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用する必要があります。その中でも、景観形成に大きな影響を与える土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、これまで都市計画区域外であった地域における準都市計画区域の指定等、都市計画制度の活用を検討します。 また、<u>文化財保護法、および地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）に基づく歴史的建造物の指定により、その保存・活用を図ります。</u> 郡上市一円に広がる美しく恵まれた自然環境については「郡上市自然環境保護条例」の運用により適正な維持保全に努めます。	(5) 関係法令の制度活用 景観に係る要素は多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用する必要があります。その中でも、景観形成に大きな影響を与える土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、これまで都市計画区域外であった地域における準都市計画区域の指定等、都市計画制度の活用を検討します。 また、<u>文化財保護法による「重要伝統的建造物群」の指定制度を活用した歴史的な町並みの保存、</u>郡上市一円に広がる美しく恵まれた自然環境については「郡上市自然環境保護条例」の運用により適正な維持保全に努めます。 <u>○都市計画法「準都市計画区域」の指定等による土地利用の適切な規制・誘導</u> <u>○文化財保護法「伝統的建造物群」保護制度の活用による歴史的な町並み景観の保全・形成</u> <u>○郡上市自然環境保護条例「自然環境保護地区」の指定による自然景観の保全</u>

新	旧
45 ページ	44 ページ
第8章 今後の進め方 / 2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開	
削除	(1) 景観まちづくり市民事業の推進 市民発意による良好な景観形成に関わる取り組みを推進するために、沿道における花の植栽や耕作放棄地における景観形成作物の栽培等、市民が主体的に実施する景観形成の取り組みを「市民協働推進事業（※）」として認定し、必要な活動支援を行います。 ※市民協働推進事業 平成21年度に郡上市市民協働指針を策定し、まちづくりの基本方針である「協働と補完」の考え方を市民に浸透させ、市民と行政が共通の認識でまちづくりの推進に取り組む事業。現在、郡上市市民協働フェアによる普及活動や、まちづくり活動への補助金、市民活動団体登録制度など、総合的な市民協働事業の制度、体制を整えている。

新	旧
45 ページ	44 ページ
第8章 今後の進め方 / 2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開	
(1) 顕彰制度・支援制度の運用 市民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に、本市の景観形成に寄与する優れた建築物や、良好な町並み形成に繋がる主体的、継続的な取り組みを顕彰する<u>郡上市景観賞制度を継続して運用します。</u> <u>また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定等により、良好な景観形成に資する建築物の改修等に対する支援を行います。</u>	(2) 顕彰制度・支援制度の創設 市民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に、本市の景観形成に寄与する優れた建築物や、良好な町並み形成に繋がる主体的、継続的な取り組みを顕彰する<u>制度を創設します。</u> <u>また、建築物の更新等による良好な景観形成を促すため、景観計画に定める基準に準拠し、良好な景観形成に寄与すると認められる建築等の行為に対する支援制度を検討します。</u>

新	旧
45 ページ	44 ページ
第8章 今後の進め方 / 2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開	
<u>(2) 景観サポーター登録制度の運用</u> 市民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、景観資源の調査等の活動を行う景観サポーター<u>登録制度を運用</u>します。	<u>(3) 景観サポーター制度の創設</u> 市民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、景観資源の調査等の活動を行う景観サポーター制度を<u>創設</u>します。

新	旧
45 ページ	44 ページ
第8章 今後の進め方 / 2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開	
<u>(3) 「郡上市景観百景」認定制度の積極的運用</u> <u>郡上市には地域独自の豊かな自然や歴史文化を背景とした、その地区ならではの特色を持った素晴らしい景観があります。このような景観は地域に住む人々の生活と活動により形成されているものであり、地域の魅力ある景観とその創出に貢献している活動をさらに発見・推進し、将来へ守り育てていくために、「郡上市景観百景」の認定制度を運用しており、令和4年3月末時点で9地区が認定を受けています。</u> <u>今後も、同制度を継続して運用し、認定地区の景観マニュアルに基づく景観形成活動を支援していくとともに、認定地区をさらに増やしていくため、既存の認定地区の活動成果を広く知ってもらうための展示会や交流会等を企画・開催します。</u>	<u>(4) 「郡上市地域づくり百景」認定制度の創設</u> <u>本市の良好な景観の保全・形成を力強く進め、それを地域の活性化にも繋げていくことを目的とし、「郡上市地域づくり百景」認定制度を創設します。</u> <u>同制度では、地域でのまちづくりの取り組みや農林業の活性化に関わる取り組みなど、結果としてその地域の良好な景観形成に繋がるような住民主体の積極的な活動が展開され、その成果が風景として現れている地域を『郡上市地域づくり百景』として認定し、認定された地域での活動を全面的に支援することを想定します。</u>

新	旧
46 ページ	45 ページ
第8章 今後の進め方 / 3. 総合的な推進体制づくり	
(1) 全庁的な事業調整の実施 行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、<u>全庁的な事業調整の場を設け、情報の共有を図るとともに</u>、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。	(1) 全庁的な事業調整・連携会議の設置 行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、<u>全庁的な事業調整・連携会議を設置して</u>情報の共有を図り、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。

新	旧
46 ページ	45 ページ
第8章 今後の進め方 / 3. 総合的な推進体制づくり	
(3) 景観アドバイザー制度の運用 景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられる<u>景観アドバイザー制度を継続して運用します。</u> ○景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議 等 ○公共施設の整備に関する助言 等 ○市民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等	(3) 景観アドバイザー制度の創設 景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられる<u>体制づくりを行います。</u> ○景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議 等 ○公共施設の整備に関する助言 等 ○市民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等